

# 人事行政の運営等の状況報告

## 1 職員の採用および退職の状況

区分	事務・技術職	医師	技能労務職	消防士	一般職合計	内、他自治体との間での派遣・割り当て
令和05年度採用	20人	0人	0人	4人	24人	0人
令和05年度退職	19人	0人	0人	2人	21人	1人

(任期付職員、再任用職員は含んでいません。)

## 2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成や配置等人事管理の基礎資料とするため、地方公務員法の定めに基づき、医師を除く全職員を対象に年間2回の人事評価を実施しています。

区分	人 数	内 容
昇給時	509人	定期昇給時における人事評価の活用
昇格・昇任時	57人	主事から主任主事等、昇任時における人事評価の活用
勤勉手当	595人	勤勉手当支給時における人事評価の活用

## 3 部門別職員数の状況

区分	職員数(人)				対前年増減数	主な増減理由
	03年	04年	05年	06年		
一般行政部門	議会	7	6	6	6	0
	総務・企画	136	132	131	131	0
	税務	33	32	32	31	△ 1 減員
	民生	63	63	63	63	0
	衛生	47	45	43	39	△ 4 事務の統廃合縮小
	労働	2	2	2	2	0
	農林水産	36	35	35	38	3 欠員復元
	商工	27	25	27	24	△ 3 欠員、減員
	土木	47	44	46	47	1 欠員復元
	小計	398	384	385	381	△ 4
特別行政部門	教育	46	43	45	48	3 欠員復元、業務量の増加
消防	123	122	123	125	2	業務量の増加
普通会計	567	549	553	554	1	
公営企業等会計部門	病院	8	8	8	9	1 業務量の増加
	水道	22	20	20	21	1 欠員復元
	下水道	10	11	11	10	△ 1 減員
	その他	20	20	21	19	△ 2 欠員、減員
	小計	60	59	60	59	△ 1
合計	627	608	613	613	0	

(市長、副市長、教育長、短時間再任用職員は含んでいません。)

## 4 定員適正化への取り組み状況

令和5年度に、定年の段階的引上げによる影響を反映するために、定員適正化計画の見直しを行い、短時間勤務職員も含めた適正な職員数の管理を行う観点にシフトし、定員管理計画に変更しました。見直し後の定員管理計画では、令和15年度の職員数(消防職員除く。短時間勤務職員含む。)の目標値を528人としています。

区分	人口 (各年3月31日現在)	普通会計職員数 (各年度4月1日現在)	対前年 増減数	人口千人当たりの普通会計職員数
令和05年	50,129人	553人	4	11.03人
令和06年	49,096人	554人	1	11.28人

(この表の人口は、住民基本台帳人口です。)

## 5 職員採用試験の実施状況

試験区分	応募者	受験者	採用者	備考
一般事務員	28人	25人	7人	
一般事務員 (社会人採用)	29人	26人	7人	
一般事務員 (障がい者採用)	2人	1人	1人	
土木技師	5人	5人	2人	
建築技師	1人	1人	1人	
看護師	4人	4人	1人	
消防士	9人	6人	4人	
計	78人	68人	23人	

## 6 職員の勤務時間等の状況

区分	内 容
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く1日当たり7時間45分、週38時間45分勤務)
休憩時間	午後0時から午後1時までの1時間
週休日	日曜日および土曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

※職員の勤務時間等は、職場の特殊事情により勤務の割振りをしています。

市的人事行政の運営における公正性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法および浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和5年度における職員の任用・職員数・勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営等の状況についてお知らせします。なお、給与などの状況については、『広報はまだ』3月号および市ホームページで公表していますのでご覧ください。(本庁人事課)

## 7 職員の休暇等の状況

区分	内 容
年次有給休暇	1年につき20日間付与、新規採用職員(4月1日付)は15日間付与。
病気休暇	負傷または疾病のため療養することがやむを得ないと認められる場合の休暇。私傷病に該当する場合は90日付与。
特別休暇	選挙権その他公民としての権利の行使、結婚、出産、交通事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として、次に掲げる休暇を付与。 (1)職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間付与。 (2)職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間付与。 (3)職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間付与。 (4)職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日の範囲内の期間付与。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他被災者を支援する活動。 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が別に定めるものにおける活動。 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動。
(5)職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、連続する7日の範囲内の期間付与。	
(6)職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療等に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間付与。	
(7)妊娠中の女性職員が出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日までの間ににおいて、妊娠又は出産等に関し、健康診査又は保健指導を受ける必要があるとき、妊娠第6月末までは4週間に1回、妊娠第7月から第9月末までは2週間に1回、妊娠第10月から分べんまでは1週間に1回の必要と認める期間付与。	
(8)妊娠中の女性職員が出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日までの間ににおいて、医師が妊娠に起因する障害により勤務することを困難と認めたとき、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間付与。	
(9)8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出たとき、出産の日までの申し出た期間付与。	
(10)女性職員が出産したとき、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間付与。	
(11)生後3年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき(男性職員にあっては、配偶者が急病等によりやむを得ず子の保育を必要とする場合に限る。)、1日2回それぞれ30分(生後1年に達しない子を育てる場合にあっては、60分)を超えない範囲内で必要と認める期間付与。	
(12)職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、3日の範囲内の期間付与。	

区分	内 容
特別休暇	(13)職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、5日の範囲内の期間付与。
(14)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の母子保健法による乳幼児健診、予防接種法による予防接種等を受けるため付添う必要があるとき、1人に限りその都度必要と認める期間付与。	
(15)中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める当該子の世話を行うこと)のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間付与。	
(16)要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をうため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間付与。	
(17)職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、次のとおり付与。	
死亡した者	日数 血族 姻族 配偶者 10日以内 父母 7日以内 3日以内 子 5日以内 1日 祖父母 3日以内 1日 孫 1日 - 兄弟姉妹 3日以内 1日 おじ・おば 1日 1日 おい・めい 1日 1日
(18)職員が父母、配偶者及び子の追悼のため特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年においてそれぞれ1回1日(1回)の範囲内の期間付与。	
(19)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき、7月から9月までの期間内において3日の範囲内の期間付与。	
(20)職員が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において3日の範囲内の期間付与。	
(21)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断、入院勧告等により、その出勤することが著しく困難であると認められるとき、その都度必要と認める期間付与。	
(22)地震、水害、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1週間を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間付与。	
(23)職員が地震、水害、火災その他の非常災害により交通を遮断された場合で、その出勤することが著しく困難であると認められるとき、その都度必要と認める期間付与。	
(24)職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって、職員が他の便宜の方法により出勤することが著しく困難であると	